

①

政治学

第2回 近代までの政治思想

- 0 前回の講義の復習
- 1 古代の民主政治
- 2 市民革命期の政治思想
- 3 自由民主主義の成立
- 4 自由民主主義と自由主義（リベラリズム）

* 講義はパワーポイントのレジメを使用します。基本的に板書はしません。
オフィスアワーは月曜3限と火曜3限です。
欠席は5回までです。6回以上欠席すると、講義の単位は取れません。

② 0 前回の講義の復習

- 政治とは、人々が意見や利益を主張しながら、共存し、安全で豊かに暮らしていくためには、社会全体にかかわる事柄について決定する必要がある。また、政治はこの決定に関わる営み（いとなみ）である。そして、人々にこの決定に従うように強制する力が（政治）権力であり、人々が政治権力に正統性があると考えるとき、自発的にそれに従う。
- R・ダールは、権力を「普通ならBがしないであろう何事かをAがBにさせた場合、AはBに対して権力を持つ」と定義する（政治学でよく使われる権力の定義）。
- 国家とは、一定の領域に定住する人々が作る政治的な共同体（家族や村落など、血縁や地縁に基づいて自然的に発生した閉鎖的な社会関係、または社会集団）を指す。

* 「国家の3要素」

- ① 国民：国家を構成する人々。複数の民族から構成されることが多い。
- ② 領域：領土、領海（日本の場合は原則12カイリ）、領空（大気圏内）
- ③ 主権：独立性（自国に対する他国の干渉を排除する排他性、他国との間で相互に平等な主権を持つことを認める）、最高性（国内の諸集団や組織に対して、国内最高の権力を持つ）

③ 1 古代の政治思想①

(1) 古代の民主政治 (直接民主制)

●民主政治 (Democracy) は古代ギリシャ語の「デーモス (民衆)」 + 「クラトス (支配)」を合成した「デモクラティア」が語源。「デモクラティア」とは、「王政 (一人の王による支配)」や「貴族制 (少数の支配者による支配)」と共に、政治体制を意味していた。

* 古代ギリシャ：紀元前30世紀頃から、紀元前2世紀頃に存在した。

●今日、民主政治は次の2つに分けられる。古代ギリシャのアテナイでは①の直接民主制が行われていた。

①直接民主制：その地域に住むすべての人々が最高の権力を持ち、その地域に関することについて、人々自身で決定する仕組み。

⇒人々すべてが政治に参加できるような、小さな地域で行うことが多い。

②間接民主制：国民や住民から選挙で選ばれた代表者が、国家やその地域に関することについて決定する仕組み。

⇒現代の一般的な仕組み。国民国家のような広大な領土の国などで行う。

④ 1 古代の政治思想②

(2) 民主政治の歴史 (古代)

- 古代ギリシャの民主政治のモデルは、都市国家（ポリス）の一つであったアテネ（アテナイ。神奈川県くらいの広さ）の民主政治である。

＊都市国家：一つの都市とその周辺地域からなる国家。広さは最大で数100平方キロメートル（シンガポール位）で、人口は最大で数万人。

- アテネでは、「市民（成年男子）」は政治に参加する権利を平等に持っていた（ただし、女性や奴隷、在留外国人は持っていなかった）。
- アテネでは支配する者と支配される者は同じであった。市民は「民会」という議決機関に参加し、発言して、投票する権利を持っていた。また、行政や裁判の役職は1年交代で務め、くじ引きで役職を決めていた。
- アテネの民主政治は、市民の公共精神（ポリスで定められた義務を果たすこと、法を守る気持ち、自己犠牲等）で成り立っていた。

→ただし、市民はポリスの外部に対して、この精神は持っていなかった。
また、ポリスの中で道徳的・宗教的な同質性が高かった。

⑤ 1 古代の政治思想③

(3) プラトンとプラトンによるアテナイの民主政治批判

●プラトンは哲学者のソクラテスの弟子で自身も哲学者である。ソクラテスがアテナの民主政治により処刑されたため、民主政治に次の批判を行った。

①民主政治の下では、人々は自らの欲求や気ままに振る舞うことを保障してくれる支配者を望むようになり、その結果一種のアナーキー（無政府状態。支配者や秩序がなく、人々が好き勝手に振る舞う状態）になる。

②政治の場で権威を持つべき者（知識や常識、勇気、判断力、思いやり、自己犠牲の精神がある者等）とそうでない者が平等に扱われてしまう。

③多数の貧しく無知な人たちは、自分たちの利益には敏感であるが、公共的なことには関心を持たないため、人々の心を掌握する指導者や独裁者（人々の支持を受けて、権力を独占し、自分の好きなように物事を進める人）が生まれやすい。

●プラトンは私有財産を否定し、「善のアイデア（善そのもの）」を把握した哲人王（賢者）による統治を、後に法と賢者の理性による統治を求めた。

⑥ 1 古代の政治思想④

(4) アリストテレスと民主政治

- アリストテレスはプラトンの弟子で、リュケイオンという学校をつくり、様々な学問の研究を行った。
- アリストテレスの政治思想は、個人の幸福と国家の繁栄を結びつけるものである。彼は、人間は本質的に社会的な動物（ポリス的動物）であり、よい生活を送るためには適切な政治体制が必要と考え、次の分類を考えた。

	公共の利益が実現される体制 （よい政治体制）	支配者の利益が実現される体制 （悪い政治体制）
一人による支配	王政	僭主（せんしゅ）制
少数者による支配	貴族政	寡頭（かとう）制
多数者による支配	ポリティア（国制・一番よい）	民主制

- アリストテレスは、政治学は実践学であり、実践学の追求する最高の幸福は、極端を避ける「中庸（ちゅうよう）」であると考えた。政治体制でも、富裕層と貧困層が対立すると政治が不安定になるため、中産階級（中庸）が支配する国制が最も安定し、秩序が保たれると主張した。

⑦ 2 市民革命期の政治思想①

(1) 近代以前の政治思想

① トマス・アキナス (12～13世紀)

- 中世ヨーロッパはキリスト教（の神）の権威が国王より強かった。アキナスはキリスト教とアリストテレスの学問を融合させ、人間が社会的動物で、理性（自然法）を持つ存在であり、国家が政治社会の管理者であることを認めた。

② マキャベリ (15～16世紀)

- 当時分裂し、弱体化していたイタリアの統一を求めて「君主論」を執筆した。人間を野心と欲望に満ちた利己的存在として把握した上で、君主が権謀術数（けんぼうじゅっすう・利益を得るために策略や陰謀をめぐらすこと）の駆使して秩序をつくり、維持することが政治であると考えた。

③ ボダン (16～17世紀)

- 内乱状態にあったフランスで秩序維持することを求めた。そのために、「国家の絶対的かつ永続的な権力（国家の立法権、外交権など）」という主権の概念をつくりだした。そして、秩序維持のために、主権を持つ絶対王政による支配を正当化した。ただし、主権者は神の法と自然法に制約される。

⑧ 2 市民革命期の政治思想②

(2) 社会契約論とトマス・ホッブズ

- 社会契約論（社会契約説）とは、もともとは自由であった個人同士が、安全や秩序などを守るために、生まれながらに持っている権利（自然権）の一部を差し出して、国家や社会をつくるという政治思想である。国家の権力は神や王の血筋ではなく、人々の合意（契約）から生まれること、個人の自由と権利の保障こそが国家設立の目的であることを説明する。

→ただし、歴史上、実際にこのような契約があったということではなく、現存する国家や政治体制を正当化するため（個人の自由と秩序を守るために、今の政府があると正当化する等）に、社会契約論を用いた。

- ホッブズは17世紀中頃のイギリスを生きた哲学者である。当時のイギリスは、宗教の違いなどによる激しい内乱があり、この内乱に終止符を打つために強大な国家の設立を構想した。この構想を記したのが「リヴァイアサン」である。

*リヴァイアサンとは旧約聖書に登場する巨大な海の怪物であり、ホッブズは社会契約によって生み出された強大な国家を、リヴァイアサンと呼んでいる。

⑨ 2 市民革命期の政治思想③

●「リヴァイアサン」における社会契約論の特徴

①人間観：自己保存のために行動する利己的な存在

②自然権：自己保存のためにあらゆることをなす自由

③自然状態：人々が自己保存の権利を追求した結果、悲惨な戦争状態（万人の万人に対する闘争）

④社会契約の動機：死の恐怖を感じた人間は、自己保存のために自然法（理性に基づく、世界のどこでもあてはまる法）に従って平和を求めるようになる。しかし、利己的な人間が自然法を順守するために、国家が必要となる。

⑤社会契約の内容（国家を設立するための合意の内容）

- ・各人は自然権を相互に放棄する。
- ・個人または合議体を主権者として指名
- ・主権者の判断を自らの判断とすることに合意する。

⑥抵抗権：認められない。ただ、死刑・徴兵から逃げるための逃亡は可能。

⑩ 2 市民革命期の政治思想④

(3) ジョン・ロック

- ロックは17世紀後半のイギリスを生きた哲学者である。当時、社会は安定し、秩序は維持されていたが、イギリスの王位をめぐって、王の血統を重視するトーリー（後のイギリス保守党につながる）と、議会在決定できるとするホイッグ（後のイギリス自由党につながる）が激しく対立した。ロックは後者の側に立ち、名誉革命（1688年）後の議会中心の政治体制を擁護するために、「統治二論」を記した。
- ロックはホッブズと同じように、国家（政府）や国王の主権が神によって与えられたという議論（王権神授説）を否定した。そして、国家の主権が人民に由来するという「人民主権」を明らかにし、人民の信託を受けた政府が法によって統治すべきと主張した。
- ロックは国家の主権が濫用（らんよう・権力の持ち主が好き勝手に使うこと）されることを防ぐため、後で触れるように、国家の権力（処罰権）を「立法権」「執行権」「連合権（対外的な行政の執行権）」にわけべきであるという「権力分立」を主張した。

⑪ 2 市民革命期の政治思想⑤

●「統治二論」における社会契約論の特徴

①人間観：自然状態でも人類の生命・身体・財産の保全を命ずる自然法が拘束力を持ち、人間もそうした自然法を認識できる理性的で勤勉な存在

②自然権：自己の生命・身体・財産の保全を、他人の自然権を侵害しない限り、自由に追求する権利

③自然状態：資源や土地が豊富にあり、基本的に平和な状態

④社会契約の動機：生命・身体・財産の公平な保障

⑤社会契約の内容（国家を設立するための合意の内容）

- ・各人は最初に共同体を設立する。
- ・次に共同体は政府を設立し、自然権の侵害者に対する処罰権を信託する。

* 処罰権は立法権（議会）、執行権（国王）連合権（外交権・国王か行政府）の3つに分かれ、立法権が最高権力を担い、執行権は立法権に従う。

⑥抵抗権：政府が信託に違反した場合には、認められる。

⑫ 2 市民革命期の政治思想⑥

(3) ジャン・ジャック・ルソー

- ルソーは18世紀のフランスの思想家である。当時のヨーロッパでは、科学技術の発展や商業の発展こそが豊かで洗練された文明社会の確立に役立っているという認識が広く共有されていた。

→特に急激な経済成長を遂げていたスコットランドでそうした傾向が強
く、デビッド・ヒュームやアダム・スミスなどの上記の文明社会を擁護する
思想は「スコットランド啓蒙」と呼ばれ、普及していった。

- ルソーはこうした思想に対抗して、文明社会の病理とその根源的な救済策を提示しようとした。ルソーは現代の学術や芸術は古代の公共精神を衰退させていること、文明社会が私有財産制度（ロックなどが私有財産を認めたことに基づく）により不平等な人間関係を確立していったこと論じた。

- ルソーはこれまでの社会契約論が、経済的に豊かなものによる貧しい者に対する支配を正当化したに過ぎないと批判し、「社会契約論」を記した。「社会契約論」において孤独な未開人に見られた自己統治の状態（人々が公共精神などを持つ理想的な状態）を社会関係になっても維持することができる、真の社会契約について論じた。

⑬ 2 市民革命期の政治思想⑦

●ルソーの「社会契約論」における社会契約論の特徴

- ①人間観：自己愛と憐憫（れんびん・他人をあわれむ）の情を持つ人間
- ②自然権：自己統治の権利
- ③自然状態：自己愛は憐憫の情によって中和されるので、戦争状態にはならない。また、人々は互いに孤立しているが自立した状態
- ④社会契約の動機：腐敗した文明社会からの脱却
→自然状態から、人々は虚栄心を抱くようになり、他人に対する優越を求めるようになり、私有財産制度によって、不平等な関係を固定化しようとする。
- ⑤社会契約の内容（国家を設立するための合意の内容）
 - ・各人は自己とすべての権利を共同体（家族や村落などのように、同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・文化面で深く結びついている集団）に譲渡（じょうと）
 - ・共同体の一員として人民集会に参加
 - ・討議を通じて一般意志（人民全体に共通する利益）を発見。この発見を行うために、人民全員が人民集会に参加することが必要となる。
- ⑥抵抗権：認められない。一般意志の強制は（人民が制定した法を人民に強制するという）自由への強制である。

⑭ 3 自由民主主義の成立①

(1) 議会の歴史とエドモンド・バーク

* 間接民主制（議会）の歴史

- 古代ギリシア以降、ヨーロッパでは広い領土を持つ国が現れ、人々が一か所に集まって議論をしたり、決定をすることが難しくなった。
- 13世紀～14世紀のヨーロッパには身分制の議会が存在した。貴族、聖職者、平民などの諸身分からなり、国王が諸身分に対し、戦争と課税に対する同意を求める場となった。
- 17世紀以降、イギリスの名誉革命、アメリカ独立、フランス革命などを経て、王政（国王やその臣下による政治）に替わり、議会制が採用された。王政は個人の財産や生命、自由が侵害したため、議会ではこれらを守るため人々の「国家からの自由」を保障することを重視した。
- 18世紀の後半のイギリスで、国会議員の選挙に立候補した思想家のエドモンド・バークは、国会議員について、特定の選挙区の選挙民からの命令を委任された代表者（委任代表）ではなく、選挙民から独立して、国民全体の利益を考える代表者（国民代表）であることを主張した。

⑮ 3 自由民主主義の成立②

(2) モンテスキューと三権分立

- モンテスキュー（1689–1755）は、18世紀のフランス啓蒙思想家で、主著「法の精神」において「三権分立（権力分立）」を唱え、権力の集中による専制を否定した。立法、執行（行政）、司法の3つの権力を分離し、互いに抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）させる体制を理想とし、アメリカ合衆国憲法などに多大な影響を与えた。

*三権分立（権力分立）：個人の自由や権利を保障するために、統治者による国家権力の濫用を防ぐため、立法・行政・司法を独立した機関に分散させ、互いに抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）させる体制。

- 「法の精神」：法律は気候、土壌、宗教、商業、風俗など、それぞれの国の環境（風土）や文脈に根ざして作られるべきだという実証的な分析を示した。また、政体（政治体制）を「①共和政（人民が主体）」「②君主政（名誉を原理とする）」「③専制政（恐怖を原理とする）」の3つに分類し、法の支配（人ではなく、法に基づいて政治を行い、国王・権力者も法に従うこと）による自由の確保を重視し、貴族と平民が立法に関与し、国王の権力を制限するイギリスの立憲君主制を高く評価した。

⑬ 3 自由民主主義の成立③

(3) アメリカ独立戦争とマディソン

* ジェームス・マディソン (18世紀のアメリカ独立時の知識人) の主張

- 古代ギリシアの民主政治は独裁者を生み出しやすいが、広い領土を持つアメリカでは多くの人々があり、独裁者を生み出しにくく、少数派の権利が侵害されにくい。また、広い領土の方が優秀で賢明な人材が多い。だから、直接民主制よりも間接民主制の方が優れていると主張した。
 - マディソンは、人間の不完全さを前提に、権力の集中を防ぐ制度的仕組み (チェック・アンド・バランス) を重視した。その特徴は、党派心 (派閥) による専制を防ぐため、広大な共和国で多様な利益を競わせる「大共和国論」や、三権分立を基盤とした連邦制にある。
 - マディソンは「ザ・フェデラリスト」をアレクサンダー・ハミルトン、ジョン・ジェイと共に執筆し、アメリカ憲法の批准を擁護した。
- マディソンらの思想に基づき、アメリカの政治制度では厳格な三権分立が確保された (ただ、現在のアメリカのように、三権がすべてをトランプ大統領やその支持者が占めると、国家権力の濫用が生じてしまうが)。

⑪ 3 自由民主主義の成立④

(4) アレクシス・ド・トクヴィルとアメリカの地方自治

- トクヴィルは、平等化する近代社会（デモクラシー）を不可避な潮流と捉え、それがもたらす「個人の孤立（個人主義）」と「専制（同調圧力）」の危険性を警告し、自由を維持する方策を模索した19世紀のフランスの政治思想家である。
- 「アメリカのデモクラシー」という本で、アメリカの地方自治や結社の精神を高く評価した。
- トクヴィルは、貴族社会から平等な市民社会（デモクラシー）への移行を、歴史的な不可避の流れと捉えた。そして、平等化は人々の相互依存を断ち切り、各人を個人的な安楽に閉じこもる「個人主義」に陥らせると指摘した。そして、これが社会的な無関心を生み、国家による専制（「ソフトな専制」）を招く危険性を警告した。
- そこで、個人の自由を守る方策として、アメリカの分権的な地方自治や、活発な市民の「結社の精神」（市民が自発的に様々な集団を結成して、活動することなど）に見出した。

⑮ 3 自由民主主義の成立⑤

(5) ジェレミー・ベンサム

- ベンサムは、功利主義（幸福や快樂をもたらす行動を善とし、不幸や苦痛をもたらす行動を悪とする考え方）の哲学者である。功利主義は「最大多数の最大幸福」を目指している。
- ベンサムは、政治が社会における「最大多数の人々の幸福を最大化」するには、多くの有権者が政治参加することが重要と主張した。その理由として、何が幸福かを決められるのはその人自身であるためと主張した。
→そのため、ベンサムは普通選挙（財産や納税額などで選挙権を与える資格を限定せず、一定の年齢などを満たしたら、どの人にも選挙権を与えること）の実現を目指した。
- 18世紀以降、ヨーロッパで間接民主制（選挙で人々の代表者を選び、国家の政治を担わせる）は実現したが、一定の財産を持っている人のみに選挙権を与える制限選挙であった。しかし、19世紀では選挙権の拡大による普通選挙の実現が課題となった。

⑬ 3 自由民主主義の成立⑥

(6) ジョン・スチュアート・ミル

- 同じく功利主義の哲学者のミルは、ベンサムと同じように幸福の量に注目したが、ミルは幸福の質を重視した。ベンサムは幸福は計算可能であり、幸福の中身を問わなかったが、ミルは知的・道徳的な良さを含んだ幸福の方が、他の幸福よりも価値があると考えた。
- ミルは、人間は自立した存在として、自らの望むようにその知的・道徳的能力を発展させる時に、真の幸福を感じると考えた。そして、自らが選んだ政治家によって政治が行われることは、人々がこのような生き方をするために必要な条件であり、結果として人類全体の発展と幸福につながると考えた。
- ミルは普通選挙だけでなく、女性の参政権導入を主張した。その結果、男女問わず、今日では間接民主制の下で普通選挙は普及するようになった。ただし、ミルは人々に一挙に選挙権を拡大することを警戒した。新たに政治参加する人たちが、政治的な判断能力を十分に身につける必要があり、そのための時間がかかると考えていたためである。

②③ 自由民主主義の成立⑦

(7) 自由民主主義の成立

●ホッブズからミルまでの政治思想を経て、自由民主主義が成立した。自由民主主義とは、次の自由主義の思想と民主主義（民主政治、特に間接民主主義）が結びついた政治思想や政治体制を指す。

①国家が権力を行使する範囲を、個人の自由と権利の保障に限定する。

②19世紀までの自由主義が保障しようとする個人の権利とは、以下のものである

①精神的自由権：精神的な面に関わる自由（思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由（、婚姻の自由など）

②経済的自由権：経済生活や財産に関わる自由（居住・職業選択の自由、財産権：財産を所有することを保障するなど）

③人身の自由：身体を拘束されない自由：奴隷的拘束からの自由、裁判での法定手続の保障、拷問（ごうもん）や残酷な刑罰の禁止など。

③上記の個人の権利（人権）の保障を国家が侵害する場合には、国家への抵抗権が認められる。また、間接選挙制により、国家の権力の制限を行う。

④多数者による同調圧力に抵抗し、少数者の声や人権を擁護する。多様性や個性を擁護するため、表現の自由（どのような表現、意見も尊重する）を重視する。

②① 4 自由民主主義と自由主義（リベラリズム）①

（1）「リベラル・デモクラシー」という民主政治の仕組み

●現代の民主政治：「リベラル・デモクラシー（自由民主主義）」

＊「リベラル」や「自由主義（リベラリズム）」とは何か

⇒ヨーロッパの中世、近代で、人々が絶対王政に対抗する中で生まれた。
（国家の）権力が人々に対して影響を及ぼす範囲を明確に限定し、権力の濫用（身勝手に使うこと）から個人の自由を守ろうとする思想と運動

＊「絶対王政」：国王が国内の人々に圧倒的な権力を持つ政治の仕組み。

⇒個人の自由を確実に保障するために、一定程度の政治参加（特に議会を通じた政治参加）が必要という発想を持つ。

⇒自由主義にとって、（間接民主制による）民主的な意思決定の実現というのは、自由と権利（身体・生命・信教・表現の自由、財産を持つ権利等）の保障という自由主義の最高目標を達成するための手段にすぎない。

⇒自由主義から見れば、政治の権力は人々の生死を左右する圧倒的なものであり、王であれ人々であれ権力を持つ者への警戒は怠るべきでない。

②② 4 自由民主主義と自由主義（リベラリズム）②

（2）自由民主主義の成立と自由主義（リベラリズム）

- 自由民主主義は権力を分け、一人ではなく複数の者や機関に担わせる考え（権力分立）を採用し、さらに互いに監視させる。
⇒日本国憲法の三権分立（立法・行政・司法）など。
- 絶対王政という敵がいる間は、自由主義と民主政治は協力していた。しかし、民主政治（間接民主制）が実現していくにつれ、自由主義やその提唱者は多数の者による決定が個人の自由を侵害するのではないかと考えるようになった。そのため、憲法等の国内最高の効力を持つルールで、身体の自由等を侵すことのできない権利として保障することで、自由主義は権力の制限を行い、権力が用いられる機会を減らすように努めた。
- ただし、20世紀中頃から、国家が権力を用いて福祉や教育、年金、医療等を提供することで、人々の生存を保障するという考えが普及し、この仕組みが定着している。この考えも「リベラリズム」という（次回解説）。
- 歴史的に民主政治の評価は高くはない。しかし、「自分の人生に大きく関わること（政治）に、声をあげることができるべき」（17世紀イギリスのレヴェラース）という民主政治の思想は今日も重要である。

②③ 第2回講義のまとめ

- 今日、民主政治は次の2つに分けられる。古代ギリシャのアテナイでは①の直接民主制が行われていた。

①直接民主制：その地域に住むすべての人々が最高の権力を持ち、その地域に関することについて、人々自身で決定する仕組み。

⇒人々すべてが政治に参加できるような、小さな地域で行うことが多い。

②間接民主制：国民や住民から選挙で選ばれた代表者が、国家やその地域に関することについて決定する仕組み。

⇒現代の一般的な仕組み。国民国家のような広大な領土の国などで行う。

- ホッブズからミルまでに政治思想を経て、自由民主主義（自由主義＋間接民主制）という政治思想と政治体制が成立した。19世紀までの自由主義が個人の自由や権利を守るために国家の権力を制限しようとするものであり、国家の権力分立により、統治者への国家権力の集中を防ぐ。

* 三権分立（権力分立）：個人の自由や権利を保障するために、統治者による国家権力の濫用を防ぐため、立法・行政・司法を独立した機関に分散させ、互いに抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）させる体制。

②4 引用・参考文献

●田中拓道（2026）『自由民主主義とは何か』ちくま新書

→17世紀から現代までの政治思想の流れを、自由主義と民主主義を中心に詳しく解説している。

●田中拓道（2020）『リベラルとは何か-17世紀の自由主義から現代日本まで』中公新書

→自由主義やリベラリズムについて、詳しく解説している。

●宇野重規（2020）『民主主義とは何か』講談社現代新書

→民主主義について、古代ギリシャから現代までの流れを、語り掛ける口調の文体で分かりやすく解説している。

* 次回の予習の範囲は

『図録政治学』の4、10です。